

「店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2021年3月8日)

現 行	変更後
<p>(省 略)</p> <p>お客様各位</p> <p>(省 略)</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年12月14日</u></p>	<p>(現行どおり)</p> <p>お客様各位</p> <p>(現行どおり)</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号もしくは第2号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年3月8日</u></p>